

(これはダイジェスト版です)

平成 23 年度

内閣総理大臣及び経済産業大臣事業認定資格

消費生活アドバイザー試験

受験要項

(含 第1次試験免除者)



財団法人 日本産業協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田 2 11 1
島田ビル 3 階
03(3256)7731

(後援) 日本商工会議所

(協力) 札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・高松・福岡の各商工会議所

平成23年度

消費生活アドバイザー試験

この受験要項には、「通常試験者」用と「第1次試験免除者」用の2種類の「受験申請書」を同封しておりますが、受験申請の際には、該当する「受験申請書」をご使用下さい。

第1次試験免除者とは、昨年度(平成22年度)の第1次試験に合格し、財団法人日本産業協会(以下、当協会)より第1次試験免除証明書が交付されている方を指します。

受験申請受付期間 平成23年8月1日(月)～8月31日(水)必着

<郵送のみ> 注：第1次試験免除者は9月2日(金)～9月9日(金)必着

第1次試験(択一試験) 平成23年10月2日(日)

第2次試験(論文試験・面接試験) 平成23年11月26日(土)〔27日(日)〕

<第1次試験合格者に対し実施> (東京及び大阪会場のみ、一部の受験者の面接試験が27日(日)となる場合あり)

通常試験者 は次の頁から、

第1次試験免除者 はXX頁(緑色)からご覧下さい。

個人情報の取り扱いについて

受験申請書にご記入いただいた事項は、「消費生活アドバイザー試験」の管理・運営のためのみに使用し、当協会において厳重に管理します。

なお、合格発表時(当協会ホームページ(以下、当協会HP)及び新聞等に掲載予定)は、合格者が受験申請書の住所欄に記述した都道府県名及び氏名のみを公表(*1)します。

(*1)第2次試験時に別途個別に掲載の意思を確認します。

表紙の「消費生活アドバイザー」のシンボルマークは『消費者と企業の調和と固い連帯感を、二つの円を組合せて大きな一つの円とし、さらに無限大(∞)の可能性を表し、未来への限りなき発展』を象徴しています。

1. 試験の実施機関

「特定商取引に関する法律」第61条の「特定商取引適正化業務」を行う指定法人である当協会が、「消費者相談業務に関する知識及び技能審査事業 内閣総理大臣及び経済産業大臣事業認定」として、消費者生活アドバイザー試験を実施いたします。

2. 受験資格

性別、年齢、学歴等の制限はありません。

3. 試験の内容

消費生活アドバイザーとして、必要な見識をもち、かつ、消費生活知識を総合的に駆使して、消費者相談等に適切に対応する能力があるかどうかについて試験を行います。

4. 試験範囲

(1) 消費者問題

消費者問題発生の背景と最近の消費者問題、企業の社会的責任と消費者対応等

(2) 消費者のための行政・法律知識

行政知識
法律知識

(3) 消費者のための経済知識

経済一般知識
企業経営一般知識
生活経済
経済統計と調査方法の知識
地球環境問題・エネルギー需給

(4) 生活基礎知識

医療と健康
社会保険と福祉
余暇生活
衣服と生活
食生活と健康
住生活と快適空間
商品・サービスの品質と安全性
広告と表示
暮らしと情報

5. 試験の方法

(1) 第1次試験（択一試験）

前記、4.試験範囲より出題します。出題は正誤法（1. 2. . . . 5.）、補充式（.....は である。）等により行います。

(2) 第2次試験（第1次試験合格者に対し実施します。）

論文試験

前記、4.試験範囲のうち、(1)消費者問題、(2)消費者のための行政・法律知識、(3)消費者のための経済知識より出題しますが、出題を次の2グループに分け、それぞれのグループより1問ずつ選択し記述していただきます。

第1グループ(4問)... 消費者問題、行政知識、法律知識2問〔うち、特定商取引に関する法関連、その他消費者法関連〕

第2グループ(4問)... 経済一般知識、企業経営一般知識、生活経済、地球環境問題・エネルギー需給

面接試験

面接委員と受験者の個人面接を行います。

6. 試験期日

(1) 第1次試験（択一試験）

平成23年10月2日（日）

試験時間：午前10時～15時30分を3時限に分けて実施（都合により変更となる場合があります。）

第1時限〔生活基礎知識：20問〕：10:00～11:35（80分）

第2時限〔消費者問題、消費者のための行政・法律知識：15問〕：12:40～13:50（60分）

第3時限〔消費者のための経済知識：20問〕：14:00～15:30（80分）

*（カッコ内が正味試験時間です。）

第1次試験合格発表：平成23年11月上旬

第1時限～第3時限のすべてを受験し、所定の成績（次の合格基準）を修めた方を合格として、本人あてに通知書を郵送します。（不合格者に対しても同様に通知します。）

（合格基準）

第1時限～第3時限の合計得点が、原則として、平均正解率65%程度以上を合格の基準とする。

（注）合否結果等についての問合せには一切応じられません。

(2) 第2次試験

論文試験

平成23年11月26日(土・午前)

午前9時30分～12時10分頃まで。

第1グループ、第2グループの正味試験時間は、それぞれ60分です。

面接試験

平成23年11月26日(土・午後)〔27日(日)〕

- ・受験者一人ひとりに対し面接開始時刻を指定し実施します。
- ・面接の時間は、一人10分程度とします。
- ・面接試験の受験日時は、第1次試験合格発表時に指定します。面接試験日時の変更は出来ません。
- ・第2次試験の受験票・受験番号は、面接試験が個人面接のため、試験地より居住地が遠い方から近い方の順に交付します。

面接試験について

東京・大阪会場 : 一部の受験者の方が11月27日となる場合あり

札幌・名古屋・福岡会場 : 11月26日のみ実施

第2次試験の合格発表及び合格証の交付 : 平成24年2月上旬

論文試験(第1グループ、第2グループ)及び面接試験を受験し、所定の成績(次の合格基準)を修めた方を合格として、本人あてに通知書を郵送します。

(不合格者に対しても同様に通知します。)

(合格基準)

論文試験 出題の理解力、課題の捉え方、表現力等を審査し、選択した2題それぞれが5段階評価(A～E)のC以上とする。

面接試験 誠実、円満に加え、秘密保持等の資質、消費生活アドバイザーとして相応しい態度、積極性、見識等について審査し、面接委員の総合評価が3段階評価(A～C)のB以上とする。

(注) 合否結果等についての問合せには一切応じられません。

合格者には、平成23年度の試験に合格したことを証する「合格証」を交付します。

7. 受験手数料

12,600円(税込)

(納入された受験手数料は原則として返還いたしません。受験手数料の領収書は、払込金受領証又は受験票の発行をもって代えます。)

8. 受験上の注意

お身体の障害(車イス等)で、会場設備や受験の際に特別な配慮が必要な場合には、必ず受験申請前に当協会へお問合せ下さい。必要書類を提出いただく場合があります。

当日は会場準備のため、午前9時以前の入場はできない場合があります。

試験会場へのお問合せはご遠慮下さい。試験会場は、あくまでも会場提供のみですので、お問合せは当協会へお願いします。

各会場とも駐車場がありませんので、電車、バス等の公共交通機関をご利用下さい。

受験票は必ず持参し机に出しておいて下さい。

筆記用具は、鉛筆、シャープペンシル、ボールペン、万年筆の黒又は青をご使用下さい。なお、鉛筆、シャープペンシルの芯の濃さは、HB以上をご使用下さい。

試験中は、筆記用具以外(電卓、参考書等)の使用を禁じます。

試験時間に遅刻した場合は、原則として受験できません。

指定された席以外で受験した場合は、欠席扱い又は失格となることがあります。ただし、試験監督者の了解を得た場合はこの限りではありません。

携帯電話等の通信機器は、試験会場内では必ず電源をお切り下さい。使用した場合は失格となることがあります。

時計を必要とする方は、各自ご準備下さい。携帯電話等の通信機器内蔵の時計は使用できま

せんのでご注意ください。

試験中は、試験監督者の指示に従って下さい。

昼食は、各会場とも食堂を開設しておりませんので、会場近くの食堂をご利用下さい。

(弁当持参可)

会場内の室温調節が難しい場合がありますので、調節可能な服装でご来場下さい。

9. 試験地及び試験会場

(1) 試験地

第1次試験：札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡

第2次試験：札幌、東京、名古屋、大阪、福岡

(第1次試験受験希望地が仙台、広島、高松の方は、受験申請書の記入時に、第2次試験受験希望地を別途ご指定下さい。)

(2) 第1次試験会場

各試験地の試験会場は次のとおりです。なお、第2次試験の会場は第1次試験合格発表時にご案内します。

(各試験会場地図等の詳細は、当協会HPを参照)

札幌会場 受験番号：5001～

北海道自治労会館

札幌市北区北6条西7丁目

(最寄駅)・JR「札幌駅」徒歩7分

仙台会場 受験番号：8001～

仙台商工会議所

仙台市青葉区本町2-16-12

(最寄駅)・仙台市地下鉄「勾当台公園駅」

南4番出口 徒歩0分

・JR「仙台駅」徒歩16分

東京会場 受験番号：1～

立教大学(池袋キャンパス)

東京都豊島区西池袋3-34-1

(最寄駅)・JR「池袋駅」西口 徒歩8分

「池袋駅」乗入れの他路線

東武東上線、西武池袋線、

東京メトロ丸ノ内線、有楽町線、

副都心線

名古屋会場 受験番号：6001～

名古屋商工会議所

名古屋市中区栄2-10-19

(最寄駅)・地下鉄「伏見駅」徒歩5分

大阪会場 受験番号：3001～

大阪商工会議所 又は

大阪市中央区本町橋2-8

マイドームおおさか

大阪市中央区本町橋2-5

(最寄駅)・地下鉄堺筋線「堺筋本町駅」1番出口

徒歩8分

・地下鉄谷町線「谷町四丁目駅」4番出口

徒歩8分

広島会場 受験番号：8501～

広島商工会議所

広島市中区基町5-44

(最寄駅)・広島電鉄(路面電車)

JR広島駅発 宮島口行き又は 江波行き

「原爆ドーム前」徒歩1分

高松会場 受験番号：9001～

高松商工会議所

高松市番町2-2-2

(最寄駅)・JR「高松駅」徒歩10分

・琴平電鉄「瓦町駅」徒歩15分

福岡会場 受験番号：7001～

福岡商工会議所

福岡市博多区博多駅前2-9-28

(最寄駅)・地下鉄「祇園駅」5番出口 徒歩5分

・JR「博多駅」徒歩10分

10. 受験申請書等の作成

『受験申請書は、同封の赤色の「通常試験用」をご使用下さい。』

(記入上の注意)

赤枠内のみ記入し、該当する項目を で囲んで下さい。

<p style="text-align: center;">平成23年度 消費生活アドバイザー試験</p> <p style="text-align: center;">受験申請書 通常試験用</p> <p>①写真 [写真の裏面に] 氏名記入 タテ 3.0cm ヨコ 2.4cm</p> <p>②-1 第1次試験 受験希望地 1 2 3 4 5 6 7 8 札幌 東京 名古屋 大阪 福岡 仙台 広島 高松</p> <p>②-2 第2次試験 受験希望地 第1次試験希望地が仙台・広島・高松の方のみ記入下さい 1 2 3 4 5 札幌 東京 名古屋 大阪 福岡</p> <p>③ 氏名 サングワハナコ 産業 花子</p> <p>④ 性別 ① 男 ② 女 年齢 ○○歳 生年月日 大正 昭和 平成 ○○年 5月 21日生</p> <p>⑤ 住所 〒102-0000 千代田区神田区 東京 都道府県 市町村 番地 090 ×××× ○○○○ (4桁に連絡のできる番号)</p> <p>⑥ 職業 (現在の職業を記入し、 もとの職業を併記して記入する) 1 無職 → 1. 過去の勤務先名 (含む学生) 2. 学生は学校名 2 有職 → (勤務先) アドバイサー 商事 (勤務先) アドバイサー ストア (勤務先の業種) (勤務形態) 1. 製造業 ②卸・小売業 3. 金融・保険業 1. 常 勤 4. 建設・小物販売 5. 運輸・通信業 6. サービス業 7. 公務事業 8. 国・地方公共団体 ② 非常勤 9. 各種の団体 10. その他</p> <p>(協会使用欄) 申 二 振 入 受 口 返 口</p>	<p style="text-align: center;">【貼付欄】</p> <p>(受付日付印のある郵便振替払込受付証明書を上記貼付欄に貼って下さい。)</p>	<p style="text-align: center;">【受験票】 (ウラ)</p> <p>氏名 性別 年齢 をご記入下さい。</p>	<p style="text-align: center;">【受験票】 (表)</p> <p style="text-align: center;">50円 切手</p> <p>(あなたの住所、氏名を記入し、50円切手を貼って下さい。)</p>
---	---	--	---



写真を貼って下さい。(タテ3.0cm、ヨコ2.4cm、無背景、無帽、上三分身、最近3ヶ月以内に撮影したもの) なお、写真の裏面に氏名をご記入下さい。

受験を希望する試験地に 印を付して下さい。なお、第2次試験受験希望地は、第1次試験受験希望地が仙台、広島、高松の方のみご記入下さい。受験地の確定はこの 印により行いますので慎重にお願いします。受験票交付後の受験地変更はできませんのでご注意下さい。

氏名には必ずフリガナを付して下さい。

男女いずれかに 印を付して下さい。

生年月日をご記入し、(歳)は平成23年10月2日現在の満年齢をご記入下さい。

自宅の住所をご記入下さい。住所は最小区分(番地、号、団地、アパート名、部屋番号、××方等)までご記入下さい。

電話番号は、記入不備等により、問合せをする場合がありますので、昼間に連絡のできる電話番号をご記入下さい。

職業(現在の職業を記入)...任意記入

無職(学生を含む)、有職のいずれかに 印を付し、

1) 無職及び学生の方 (1)無職で過去に勤務経験のある方は、その勤務先名を、
(2)学生の方は、学校名をご記入下さい。

2) 有職の方 現在の勤務先名を記入し、勤務先の業種及び勤務形態に 印を付して下さい。

なお、出向・派遣されている方は、出向・派遣元及び出向・派遣先勤務先名をご記入下さい。

2カ所以上に勤務されている方は、主たる勤務先名をご記入下さい。

11. 受験申請書の提出方法

受験申請者は、所定の受験申請書等を郵送により当協会へご提出下さい。（受験申請書を直接持参されましても、その場で受験票を交付することは出来ませんので、必ず郵送にてお願いします。）

なお、受験票の再発行は原則として行いませんので、取扱いにご注意下さい。

< 受験申請受付期間 >

平成23年 8月1日（月）～ 8月31日（水）必着

< 郵送先 >

財団法人 日本産業協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田 2 - 1 1 - 1 鳥田ビル3階



< 受験手数料納付 >

受験手数料(12,600円・税込)を所定の払込用紙により郵便局から納付して下さい。
払込取扱票等に、住所、氏名、電話番号を記入し、1.通常試験者にを付して下さい。
別途、払込料金が必要となります。

(注)現金書留による受験申請は受け付けません。



< 提出：受験申請書類 >

所定の封筒に同封しご送付下さい。1つでも書類が欠けている場合は、受付をせず返送します。

受験申請書・受験票

赤枠内のみ記入し、該当する事項を 印で囲んで下さい。

又、受験票の表面に氏名、住所を記入し、50円切手を貼って下さい。

郵便振替払込受付証明書

受験料の納付を証する郵便振替払込受付証明書を、受験申請書の郵便振替払込受付証明書貼付欄に貼って下さい。

(この部分を貼付する)

払込取扱票	払込金 受領書	郵便振替払込 受付証明書
-------	------------	-----------------

払込金受領書は大切に保管して下さい。

合否通知書送付用封筒

あなたの氏名、住所を記入し、80円切手を貼って下さい。

(注) 受験票や封筒のあて先に記入している「様」を「行、宛」などに書き換えないで下さい。

(注) 受験票が9月9日（金）までに未着の時は、当協会へお問合せ下さい。

12. 第1次試験の免除 < 免除有効期間は1年間(次年度のみ) >

本年度(平成23年度)の試験において、第1次試験に合格した方は、次年度(平成24年度)の受験に限り、第1次試験を免除します。

13. 受験・合格の取消等

(1) 受験の停止等

受験に係わる申請書類に虚偽があった場合は受験を停止します。

試験当日に不正行為が判明した場合は、受験を停止します。又、試験終了後に不正行為が判明した場合は、不合格とします。

(2) 合格の取消

第1次、第2次試験に合格した方であって、後日不正行為等が判明した場合は、合格を取り消します。

(3) 前記(1)又は(2)に該当した方の受験手数料等は返還しません。

14. 称号付与申請及び消費生活アドバイザー証の交付

第2次試験の合格者で、合格証の交付を受けた方が、平成26年(2014年)3月末日までの間に次の(1)、(2)の書類いずれかを添えて、当協会へ称号付与申請(申請手数料:10,500円(税込))をした場合は、消費生活アドバイザー名簿に登録後、消費生活アドバイザーの称号を付与し、消費生活アドバイザー証を交付します。なお、付与申請等についての詳細は、合格証交付時にご案内します。

(1) 『経歴書』(当協会HPを参照)

実務経験を有する方 消費者関連担当部門の業務に1年以上にわたり週2日以上勤務した経験を有する方をいいます。

消費者関連担当部門とは、

消費者に直接対応している部門の業務

消費者向け広報に関する部門の業務

消費者関連製品の開発・企画に関する部門の業務

消費者関連の商品テストに関する部門の業務

上記各部門に関連する業務であって、当協会が消費者関連担当部門と判断した業務を指します。

(2) 『実務研修修了証』

実務経験を有しない方を対象(希望者のみ)に、当協会が実施する実務研修の受講修了者に交付します。

実務研修とは、企業等における消費者対応業務等に対する理解力を深める研修として、4日間(午前10時~午後5時頃)行います。本年度は、平成24年2月28日(火)~3月2日(金)の予定です。

受講料は、10,000円(税込)です。その他受講者個人に係わる経費は個人負担とします。

15. 消費生活アドバイザー記章

消費生活アドバイザー記章(銀製)を、前項の称号を付与された消費生活アドバイザーから希望があった場合、実費にて頒布します。(記章のデザインは、表紙のシンボルマークを参照)

16. 消費生活アドバイザー証書の交付

消費生活アドバイザー証書を、ご希望の方は、実費にて交付します。

17. 消費生活アドバイザー称号の有効期間

消費生活アドバイザー称号の有効期間は原則として5年間とします。(有効期限は消費生活アドバイザー証に記載します。)